

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
1	札幌保護観察所	51名	<p>・地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。</p> <p>○保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策                      日時 通年                      場所 札幌保護観察所ほか</p>	<p>・民間ボランティアである保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主や、更生保護法人、就労支援事業者機構ほか関係機関・団体と連携して、犯罪や非行に陥った人たちの再犯・再非行の防止に努めているが、満期出所者や保護観察を終えた人の中には、薬物依存や高齢・障害など多様な問題を抱えた人たちが含まれており、これらの人たちが社会の中で安定した生活を送るため長期的に支援を受けられるよう、国、地方公共団体、民間団体の連携による地域の支援体制作りが必要である。</p> <p>平成29年12月に国の再犯防止推進計画が策定されたが、地域での支援体制作りのための具体的なアプローチの方法がわかりづらいように思われ、現在進行中の北海道のモデル事業が、大きな成果を創出し、管内の地方公共団体ほか民間団体が、これを踏まえて再犯防止に向けた取組みを加速化していくことに期待している。</p>	
2	札幌地方検察庁	—	<p>・検察庁では、罪を犯した者が再び犯罪をすることがないようにするため、刑事手続が進行している間に、保護観察所や福祉的支援を担う機関等と調整し、新たな生活環境を整える取組を行っております。</p> <p>・検察庁としては、地方公共団体等に取組の趣旨を説明し、連携強化・拡大を図っているところです。</p>	<p>・罪を犯した者等の再犯防止、更生支援には、国、地方公共団体、民間団体が互いの本来の役割を踏まえつつ、連携することが不可欠であるところ、現在、地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は少数であり、再犯防止に向けた取組みが全国で進んでいるとは必ずしも言いがたい状況にあります。</p>	
3	札幌刑務所	約500名	<p>・札幌刑務所は、法務省が所管する刑事施設で、収容定員2,515名の関東以北で最大の男子刑務所です。                      主な収容対象者は、犯罪傾向の進んだ刑期10年未満の男子受刑者です。</p> <p>再犯防止に係る取組については、国の「再犯防止推進計画」を受け、施設独自の再犯防止施策の取組計画を構築し、「だれ一人取り残さない社会の実現」をスローガンとして、</p> <p>①就労・出所後の福祉的支援の充実                      ②各種改善指導の拡充                      ③広報の充実                      ④外部資源の活用・人材育成等を柱に各種取組を実施しています。</p>	<p>・課題としては、高齢・障害等処遇が困難な受刑者の率も増加しており、また、大多数が累犯受刑者であり、可塑性が低く、更生への意欲が低い者なども多いことから、再犯防止のための動機づけをはじめとする効果的な矯正処遇が喫緊の課題となっており、受刑者個々の特性に応じた指導等について、関係機関等のお力をお借りしながら、広角的・多角的に展開していくこととしております。</p>	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
4	札幌少年鑑別所	約30名	<p>1 鑑別機能の充実・強化 少年鑑別所においては、非行又は犯罪に及んだ者について、家庭裁判所等からの求めに応じて、医学、心理学等の専門的知識及び技術に基づき、非行等に影響を及ぼした問題について明らかにした上で、その改善のための処遇指針を示しています。 この鑑別の実施に当たっては、各種心理検査のほか、「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を始めとするツールを活用して、鑑別精度の一層の向上を図っています。また、少年院、保護観察所等からの依頼に基づき、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進しています。</p> <p>2 在所者に対する健全な育成のための支援 少年鑑別所に収容している在所者の処遇においては、情操の保護に配慮するとともに、健全な育成のために必要な知識及び能力の向上を図るため、生活態度等への助言・指導を行うほか、外部講師等の協力を得ながら、学習の機会並びに修学・就労に関する情報及び薬物乱用の問題性についての知識等の提供を行っています。</p> <p>3 地域における非行・犯罪の防止に関する活動等への援助 「法務少年支援センターさっぽろ」として、非行・犯罪に関する問題や思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、個人又は関係機関等からの依頼に応じて、地域における非行・犯罪の防止や健全育成に関する協力活動に取り組んでいます。具体的には、次のような取組を行っています。</p> <p>(1) 就労・住居の確保等のための取組 協力雇用主を始めとする矯正施設出所者等を雇用する雇用主の不安を軽減するための相談・助言を行います。</p> <p>(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 矯正施設出所者等の保健医療・福祉サービスの利用に関する検討会に出席し、少年鑑別所が実施可能な支援及び協力について提案を行い、依頼に基づき、支援を実施します。</p> <p>(3) 法教育等の実施 中学校、高等学校を中心に、教育機関からの依頼を受けて、児童・生徒を対象に法教育、薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣し、講演等を行います。</p> <p>(4) 関係機関における人的体制の整備への協力 児童相談所職員、保護司等に対する研修の受入れ及び研修への講師派遣を行います。</p> <p>(5) 個別の対象者への支援 保護者等の個人及び学校等の関係機関からの依頼に基づき、非行・犯罪につながり得る問題を抱えた個人に対して相談・助言等の支援を行います。</p>	—	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
5	札幌市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司等の活動への支援として、平成24年度から平成29年度にかけて、すべての区役所に更生保護サポートセンターを設置した。</li> <li>・平成28年度から更生保護活動に功績のあった個人の表彰（札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰）を実施している。（令和元年度に更生保護活動に従事されているより多くの方々を表彰の対象とできるように表彰の候補者の対象を拡大）</li> <li>・協力雇用主である事業者等が工事・道路維持除雪区分の入札等参加資格登録を行う際に加点する制度を平成27年度に導入した。</li> <li>・上記のほか、刑務所出所者等を含めた市民の方々に生活や医療、福祉等の施策を広く実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、再犯防止の取組について検討を進めるに当たっては、札幌市の再犯に関する実態や統計データなどの必要な情報の把握に努めるとともに、国や北海道との適切な役割分担の下、緊密な連携を図っていく必要があると考えている。</li> </ul>	
6	札幌保護司会連合会	約1235名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌管内の保護司会との連絡・調整</li> <li>・各地域のイベント等での社明活動の実施</li> <li>・各地区の「更生サポートセンター」を活用し、再犯予防活動に取り組む予定。</li> <li>・主な社明活動                         <ul style="list-style-type: none"> <li>6月24日（月）午後2時 札幌市役所10階市長会議室 「札幌市長あて内閣総理大臣メッセージ伝達式」</li> <li>7月1日（月）正午から、北海道庁舎1階展示コーナー 「北海道知事あて内閣総理大臣メッセージ伝達式」</li> <li>7月9日（火）午後11時半 札幌駅前地下歩行空間 社明活動「市内各区から10名、北海道地方更生保護女性連盟5名」</li> </ul> </li> </ul>	—	
7	更生保護法人 札幌更生保護協会	47名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌保護観察所管内全域の更生保護諸団体（更生保護施設を営む2更生保護法人を含む）の更生保護事業に対する助成</li> <li>・更生保護諸団体（更生保護施設を営む2更生保護法人以外）の事務局機能を集約し、情報収集・発信、連絡・調整、記録の整備・蓄積を目的とした更生保護センターを平成29年4月から開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年にわたる低金利により果実収入による管理運営が困難に加え、賛助会費・篤志者寄附金が減少していることから、札幌商工会議所等のご支援をいただきながら資金造成を図っている。</li> <li>・更生保護センターに更生保護諸団体（更生保護施設を営む2更生保護法人以外）の集約に至っていないこと。</li> <li>・更生保護全体の事業展開に企画・財政・人材の重要性について、引続き理解を求めたい。</li> </ul>	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
8	札幌更生保護女性連盟	2,300名	<p>・私達は、国が行う更生保護事業に、女性として母としての立場から犯罪や非行のない、明るい社会づくりを目指して支援協力している自主的なボランティア団体です。札幌更生保護女性連盟は、札幌保護観察所管内の38地区の更生保護女性会で構成されており、現在2,300名の会員が活動しております。</p> <p>7月 「社会を明るくする運動」法務大臣からのメッセージ伝達式及び街頭啓発、北海道知事への伝達式・札幌市長への伝達式・札幌市内各地区の区長への伝達式と街頭啓発を実施。各地区の保護司会と一緒に活動しています。 各地区ではポスター掲示・ティッシュペーパー・社明運動のチラシやエイトバン等配布をしながら街頭啓発。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種再犯防止研修会に参加</li> <li>●再犯防止活動として女性の立場から札幌刑務支所の釈放前の教育支援活動</li> <li>●少年院出院準備教育昼食会を開催「おふくろの味」で交流・激励支援活動</li> <li>●更生保護施設への夕食準備支援</li> <li>●矯正施設への運動会・誕生会等の支援激励</li> <li>●地域を拠点とした各地区関係団体との連携・協力・支援</li> </ul>	会員の高齢化と会員の減少	
9	札幌BBS連盟	約70名	<p>・札幌BBS連盟では、各地域にある所属の地区会にて再犯防止のため、街頭啓発・ともだち活動やグループワークなどの活動・社会参加活動への参加協力をしております。 当連盟では各地区会の活動支援及び情報の周知をしております。 (保護観察所や保護司会・更生保護女性会などからの依頼により、主に保護観察中の少年・少女を対象に実施しています)</p> <p>※所属の各地区会～札幌市・余市・小樽・岩見沢・苫小牧・千歳・S G U江別(札幌学院大学)・スワン・長沼</p>	・関係機関としっかり連携し活動している地域もあるが、連携が少ない地域もあり苦慮している。	欠席

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
10	特定非営利活動法人 札幌就労支援事業者機構	構成会員数 178 (個人1を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌保護観察所管内全域における事業内容は下記のとおり 協力雇用主増加を図る。 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用した場合の給与支払い助成 国の諸制度について周知・広報 刑務所出所者等に対する住居・生活資金援助等の直接的就労支援 刑務所出所者等の就労支援活動を行う者に対する研修・指導、顕彰 犯罪予防活動を図るための世論の啓発及び広報</li> <li>平成24年度から国の委託を受け札幌更生保護就労支援事業所を附設し、職員3名を配置し、刑務所出所者等の就職活動支援等を実施している。 保護観察所長の選定に基づき、所持金、健康状態、希望職種等を確認した上、ハローワークに同伴して紹介状を得ることを基本としている。 求人情報の提供、採用面接同行等を実施している。 協力雇用主には就労継続上の問題性と対応策を伝えている。採用後には定期的にフォローアップし、定着を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の雇用奨励金開始以来、「雇用契約後は雇用主の責任において諸問題を乗り越えて雇用の継続を図る。」との事業主とそれ以外の雇用主の意識較差が激しくなっていること。 無資格、高齢や心身不健康で、かつ、軽作業・短期雇用を希望する対象者が目立つこと。</li> </ul>	
11	札幌協力雇用主会 連合会	688社	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌保護観察所管内全域に協力雇用主会を設立すること。 現在31地区保護区のうち21地区に設立 刑務所出所者等を地域の協力雇用主の下で雇用出来る 雇用環境を整える。 協力雇用主の求人情報を各地区事務局長が管理し、保護司からの照会に対応可能な常時体制を整える。次に求職中の刑務所出所者等が、 その情報をもとにハローワークに赴かせ紹介状を得る。 (設立当時は公開求人みの運用) 運営資金はできる限り公的資金に頼らず地域で集め地域に還元する独立独歩を基本とする。 そのほか、刑務所出所者等に限定することなく地域雇用先を地域社会(学校講話を含む)に周知し、共生持続社会の実現を目標とする等、地域社会に役立つ組織体を目指している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件数の減少から、地域において日ごろから雇用環境を整えおく必要性の意識が低下していること。</li> </ul>	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
12	更生保護法人 大谷染香苑	約12名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省の出先機関である保護観察所の指導を受け、更生保護施設として、刑務所・少年院から仮釈放、満期釈放になった人、裁判で保護観察になった人、起訴猶予になった人等に居場所、食事を提供し、再犯防止と自立更生を支援している。</li> <li>・予算、職員体制等が厳しい中、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、福祉等関係機関との連携・協力を得て、再犯防止と早期自立を図るよう取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、特に高齢・障がい者等の増加及び薬物依存等の問題を抱えた、自立困難な人たちが増え、関係機関等とのより一層の連携を図ることが求められている。</li> </ul>	
13	更生保護法人 札幌大化院	10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人の運営する更生保護施設札幌大化院希望寮は、刑務所出所者や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供をする民間施設で、100年余の歴史を有します。</li> <li>入所できる人は、保護観察所から委託を受けた人が中心ですが、まれには家庭裁判所や地方公共団体から依頼を受けた人が入所することもあります。</li> <li>年間の平均入所者数は約100名で、そのうちほぼ半数が仮釈放または仮退院者であり、当寮を帰住先として社会に戻ってきます。</li> <li>当寮に帰住した後、生活や就労の支援、親族との関係調整などを受け、社会に自立して行くもので、更生保護施設は刑事処分を受けた人たちの再犯防止の役割を担っています。</li> <li>平成22年以降は、地域生活定着支援事業の開始に伴い、高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等に対する特別処遇の指定更生保護施設として、「就労⇒自立」という従来の入所累型と異なる人たちを引き受けて福祉・医療への橋渡しをしており、その数は年々増加しています。</li> <li>また、平成29年度から、地域社会に自立して行った元寮生が訪ねて来た際などに相談支援に当たる「フォローアップ事業」を始めており、息の長い支援を目指しています。これまで相談のため当寮を訪れたものは24名に上ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット社会となり、当寮の住所で求職や部屋探しをしても、更生保護施設であることが分かるためか、不利な扱いを受けている事例が多く、罪を犯した人への社会の偏見がまだまだ根強いことを感じます。再犯防止推進の一環として、そのような偏見を減らしていくことがぜひ必要であると思います。</li> </ul>	
14	北海道地域生活定着支援札幌センター	約12名	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設から退所する人への福祉的支援（出口支援） コーディネート業務 フォローアップ業務</li> <li>・相談支援業務 被疑者・被告人段階での福祉的支援（入口支援）等</li> <li>・その他支援業務</li> <li>・啓蒙・啓発活動</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の狭間（65歳以下の対象者）や軽度障がい者等が福祉サービスにつながらない時の、地域支援の難しさ。</li> <li>・受入事業所の確保、開拓</li> <li>・入口支援における短期性と情報不足 ネットワークの難しさ</li> <li>・広域な業務圏域</li> </ul>	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
15	札幌公共職業安定所	約300名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑務所出所者等就労支援事業として、保護観察対象者等の就労支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用失業情勢は改善しているが、刑務所出所者等を対象とした専用求人は、建設・土木などの求人が多く、保護観察対象者等が希望する条件とは合致せず就職に至らないことが多い。</li> </ul>	
16	札幌東公共職業安定所	約70名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑務所出所者等専用求人の受理</li> <li>・ 保護観察所からの就労支援協力依頼にかかる職業相談・職業紹介</li> </ul>	—	
17	札幌北公共職業安定所	約40名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌刑務所及び支所より支援要請を受けた受刑者にかかる職業相談、紹介業務を矯正施設就労支援担当者との就労支援チームにより、週2回矯正施設に訪問して実施しているほか、刑務所内での職業講話や、矯正施設主催の企業説明会(受刑者向け)・就労支援事業説明会(事業者向け)等就労支援行事にも参加し、受刑中の採用決定をめざした就労支援に取り組んでいる。また、更生保護施設と保護観察所と連携しながら、セミナー、個別相談を実施。支援対象者にはケース会議を実施、支援メニューを活用し、就労支援を実施している。</li> </ul>	—	
18	北海道警察本部(生活安全部)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道警察本部生活安全部では、「少年の非行防止及び非行少年の立ち直り支援」「子供対象暴力的性犯罪をした者の再犯防止」「ストーカー加害者に対するカウンセリング治療」に取り組んでいます。</li> <li>・ 少年の非行対策では少年補導員等の少年警察ボランティアと、ストーカー加害者に対するカウンセリング治療では精神医療機関など、関係機関・団体と連携して諸対策を推進していきます。</li> </ul>	—	
19	(刑事部)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「薬物依存症対策関係機関との連携強化」について、薬物銃器対策課において、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会と連携しながら、啓発活動を推進している。</li> <li>また、薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者などに対し、必要に応じて面接を行い、希望に応じて小冊子(警察庁発行)を交付するなどして再犯防止に資する情報を提供し、社会復帰支援の推進を図っている。</li> <li>・ 「暴力団からの離脱にむけた指導等」、「暴力団の社会復帰対策の推進」について、捜査第四課において、北海道暴力追放センターなど、関係機関・団体と連携し、暴力団からの離脱に向けた指導等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかし、元暴力団員の勤労意欲・能力の欠如、元暴力団員を雇用する企業の不安感の存在等の問題があり、社会に理解を得る活動の推進、暴力団離脱者支援対策協議会の活性化などにより取組を強化していく必要がある。</li> </ul>	

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
20	北海道教育庁 石狩教育局	約65名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒が犯罪被害に遭わないための取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における防犯教室及び防犯訓練の実施</li> <li>・幼児児童生徒の実情を踏まえた生徒指導上の諸課題等について情報交流等を行う「警察署との情報交流会」の開催</li> </ul> </li> <li>○児童生徒の非行防止等に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの問題の実態把握のため、全校児童生徒を対象に、年2回（5月から6月上旬、10月から11月上旬）、いじめの把握のためのアンケート調査の実施</li> <li>・いじめの根絶等に向けた意識の向上を図るためにいじめ・ねっとトラブル根絶！メッセージコンクールの実施</li> <li>・児童生徒のネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応を目的に、教職員や教育委員会職員等を対象にネットパトロール技術についての理解を深める講習会の開催</li> <li>・インターネットの安全で安心な利用を促進するため、保護者や地域住民を対象に、児童生徒のインターネットや携帯電話の利用状況等を確認する学習会の開催</li> <li>・児童生徒が、主体的にいじめ（ネットトラブルを含む）の未然防止に向けて取り組むべき内容を話し合う「石狩管内どさんこ☆子ども地区会議」の開催</li> </ul> </li> <li>○道徳教育の充実に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業をはじめ学校の教育活動全体を通じて「節度、節制」や「遵法精神、公德心」などの道徳的価値を理解し、道徳性を養う機会を設定。</li> </ul> </li> </ul>	—	